独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

1　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金として、空港アクセス鉄道整備費利子補給金を追加する。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）